

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 ひがしよどがわ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひがしよどがわ福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下本規程で「役員等」という。）、並びに評議員選任・解任委員の報酬等について必要な事項を定める。

(会議等出席の報酬)

第2条 役員等が理事会又は評議員会に出席した時は、1回につき10,000円の報酬（これは、源泉徴収税額控除後の金額、交通費を含む）を支払う。（別表1）

(理事会・評議員会以外にかかる報酬)

第3条 理事長及び理事長の命を受けた役員等が、理事会又は評議員会の出席以外で法人の業務に従事した場合は別表2により、1回につき10,000円の報酬（これは、源泉徴収税額控除後の金額、交通費を含む）を支払う。

(理事及び監事の報酬)

第4条 理事及び監事の報酬総額は各年度500,000円を超えない範囲とし、前2条に定める報酬を支給する。

(評議員の報酬)

第5条 評議員の報酬総額は各年度500,000円を超えない範囲とし、前2条に定める報酬を支給する。

(監事監査にかかる報酬)

第6条 監事が会計監査に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合、別表2により、1回につき10,000円の報酬（これは、源泉徴収税額控除後の金額、交通費を含む）を支払う。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は理事会又は評議員会等への出席等、法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、通貨により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第8条 理事長及び理事長の命を受けて役員が、法人の業務のため出張する場合は、別表3により旅費および宿泊費を支払う。

2 費用は原則として、業務完了後の清算払いとするが、必要により事前支払いし清算することができる。

3 業務遂行に必要な場合、実費を支払う。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第9条 評議員選任・解任委員が委員会に出席した場合、別表2により報酬（交通費を含む）を支払う。ただし、法人の職員が兼務する場合は、報酬を支払わない。

(適用の除外)

第10条 法人の職員を兼務する役員は、本規定を適用しない。

(改定)

第11条 この規程の改定は、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は2017年4月1日から施行する。

附則 この規程は2018年4月1日から施行する。

別表 1

業 務 内 容	報 酬 (日額)	
理事会出席報酬等	10,000円	
評議員会出席報酬等	10,000円	

※源泉所得税控除後の金額とし、交通費を含む。

別表 2

業 務 内 容	報 酬 (日額)	
理事等の業務報酬等	10,000円	
監事監査指導報酬等	10,000円	
評議員選任・解任委員報酬	10,000円	

※源泉所得税控除後の金額とし、交通費を含む。

別表 3

旅費費	宿泊費 (実費・上限額)	その他経費
実 費	20,000円 を上限に実費	実 費